

むつ市農業委員会第655回総会議事録

平成22年6月16日（水）むつ市農業委員会総会が、むつ市役所大会議室1において開催された。

1. 開催日時 平成22年6月16日（水）午前10時50分から11時40分
2. 開催場所 むつ市役所大会議室1
3. 出席した委員の番号及び氏名（28人）

番 号	役 職 名	氏 名
1	農 業 委 員	嶋 影 秀 子
2	〃	北 上 勝 利
3	〃	畑 中 治 安
4	〃	原 英 輔
5	〃	福 永 忠 雄
6		本 山 日 満 夫
7	〃	菊 池 秀 藏
8	会 長	立 花 順 一
9	農 業 委 員	村 口 鉄 雄
10	〃	嶋 田 輝 雄
11	〃	鳥 山 彰
12	〃	橋 本 唯 志
13	〃	菅 原 靖 博
14	〃	坪 清 志
15	〃	藤 澤 伊 三 郎
16	〃	畑 中 重 宏
18	〃	柳 澤 都 市 秋
19	〃	赤 坂 直 良
20	〃	水 戸 隆 璽
21	〃	坂 本 正 一
22	〃	小 林 義 顯
24	〃	板 井 弘 已
25	〃	柴 田 峯 生
26	〃	山 口 芳 一
27	〃	中 嶋 寿 樹
28	〃	野 里 岩 男
29	〃	蛭 名 修 一
30	〃	杉 山 武 美

4. 欠席した委員の番号及び氏名（2人）

番 号	役 職 名	氏 名
17	農 業 委 員	北 川 岩 男

5. 議事の概要

第1 議事録署名委員の指名

第2 議案第1号 農地法第3条の規定による農業委員会の許可に係る申請審議の件について

議案第2号 農地法第4条の規定による県知事の許可に係る申請書審議の件について

議案第3号 農地法第5条の規定による県知事の許可に係る申請書審議の件について

第3 議案第4号 農用地利用集積計画（案）の承認について

第4 報告第1号から報告第5号 農地の転用事実に関する回答

第5 その他 耕作放棄地現地確認計画について

農業経営基盤の強化の促進に関する基本構想の変更について

6. 会議に従事した職氏名

総括主幹 一家隆雄

主事 山川知佳

臨時職員 大野香

7. 会議録署名委員の氏名

27番 中島寿樹 委員 28番 野里岩雄 委員

第 6 5 5 回総会議事録

議 長	これより、むつ市農業委員会第 6 5 5 回総会を開催いたします。 ただいまの出席委員は 2 8 名で、定足数に達しております。 これより本日の会議を開きます。
議 長	日程第 1 会議録署名委員の指名を行います。 会議録署名委員は、会議規則第 4 3 条の規定により議長において 2 7 番 中島委員 2 8 番 野里委員 を指名します。
議 長	日程第 2 会期の決定を行います。 本総会は、本日 1 日といたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。
各 委 員	異議なし
各 議 長	ご異議がないので、本総会の会期は本日 1 日とすることを決定いたします。
議 長	それでは、議案に入らせていただきます。 議案第 1 号 農地法第 3 条の規定に基づく農業委員会の許可に係る申請書審議 1 件を議題といたします。 事務局より説明願います。
事 務 局	議案第 1 号について、ご説明いたします。 農地法第 3 条の規定による申請、1 件でございます。 農地の規模拡大に売買でございます。 現地を確認し、意見書にありますとおり、許可要件の全てを満たしております。以上で説明を終わります。 議案第 1 号について、ご異議ございませんか。
各 委 員	異議なし
各 議 長	ご異議がないようですので、議案第 1 号は原案とおりに承認されました。
議 長	次に、議案第 2 号 農地法第 4 条の規定に基づく県知事の許可に係る申請書審議の 1 件を議題といたします。 事務局より説明願います。
事 務 局	議案第 2 号について、ご説明いたします。 農地法第 4 条の規定による申請 1 件で、自分の土地に農家住宅を建築するためのものであります。以上で説明を終わります。 議案第 2 号について、質疑を許します。 質疑ございませんか。
各 委 員	異議なし
各 議 長	質疑がないようですので、議案第 2 号は原案のとおり、県知事に進達いたします。
事 務 局	議案第 3 号について、ご説明いたします。

農地法第5条の規定による申請5件でございましたが、受付第1号につきまして、教育委員会で土地を使用貸借して、「学習施設」を建築するものでしたが、公共施設ということで、許可を要しないものとして、土地収用法第3条第32号の規定に該当しますことから、皆さんに配布しました写しのとおり、平成22年6月11日付けで、第5条の許可申請取り下げ願いが出ましたので、受付第1号は議案として取り扱いしないことといたしました。

次に、受付第2号ですが、母親から土地の贈与を受け、農業用の作業場を建築するものであります。

受付第3号につきましては、妻の母から土地の贈与を受け、自己住宅を建築するものであります。

受付第4号につきましては、土地を買受け、会社所有のアパート駐車場にするものであります。

受付第5号につきましては、父親から土地の贈与を受け、隣の土地の一部買受け、併せた土地に自己住宅を建築するものであります。

以上で説明を終わります。

- | | |
|-------|---|
| 議 長 | 議案第3号について、質疑を許します。 |
| 各 委 員 | 質疑ございませんか。 |
| 議 長 | 異議なし |
| 事 務 局 | 質疑がないようですので、議案第3号は原案のとおり、県知事に進達いたします。 |
| 議 長 | 議案第4号について、ご説明いたします。 |
| 1 5 番 | 農地の賃貸借を、個人からむつ市脇野沢農業振興公社へ4年間の利用権設定期間を設け、農地保有合理化事業を活用して行う、農用地利用集積計画の承認であります。 |
| 事 務 局 | 以上で説明を終わります。 |
| 2 5 番 | 質疑ございませんか。 |
| 事 務 局 | 農用地利用集積計画の承認については、時期的に承認を得るのが遅いのではないかと。 |
| 議 長 | むつ市長より、平成22年5月18日付けで農用地利用集積計画の承認申請が提出されたもので、事実関係を確認し、後日お知らせします。 |
| 事 務 局 | 利用権の設定者で何名の方が亡くなっておりますが、相続がなされているのか。 |
| 議 長 | 事実関係を確認し、後日お知らせします。 |
| 議 長 | 質疑ございませんか。 |
| 議 長 | 質疑がないようですので、議案第4号は原案のとおり、承認いたします。 |
| 議 長 | 次に、報告第1号から報告第5号について、事務局より説明願います。 |

事務局

現地を調査しましたところ、報告第1号、第2号については、相当年数、山林となっていますことから、非農地として回答しました。

報告第3号につきましては、宅地利用されている状況から、非農地として回答しました。

報告第4号につきましては、現地は雑草繁茂し、雑種地の状況から、非農地として回答いたしました。

報告第5号につきましては、192番2及び207番2については、昭和47年頃から用悪水路であり、207番1は、相当年数以前から資材置場となっており、209番1については、雑草が繁茂し、雑種地の状況から非農地として回答いたしました。

議長

以上で説明を終わります。

質疑ございませんか。

各委員

異議なし

議長

次に事務局より、耕作放棄地の現地確認動計画について、説明願います。

事務局

耕作放棄地の現地確認動計画について、ご説明いたします。

(1) 耕作放棄地、航空写真、図面及び調査対象リストの計画表にしたがって、現場確認及び指導、意向調査を実施いたします。

(2) 地区別の筆数及び調査の実施期間ですが、むつ地区が筆数7、実施月が6月実施予定。川内地区が筆数307、実施月が8月と10月実施予定。大畑地区が筆数239、実施月が6月と7月実施予定。脇野沢地区が筆数349、実施月が9月と11月実施予定。

全体として、902筆の6月から11月までの調査となります。

(3) 担当地区ですが、担当地区は、各委員の地元の地区となります。むつ地区は、7筆と少ないため、むつ地区の委員は、各地区に協力していただくこととなります。

(4) 調査日数ですが、基本的に週3日とし、月、水、金曜日に実施し、月にしますと13日程度となります。全日数は69日を予定しています。委員1人当たりの調査日数は、4日から5日位となります。脇野沢地区は、筆数の割には、委員数が少ないため、1人当たりの調査日数が8日から9日位となることをご了承願います。

(5) 一日の作業手順ですが、各地区分庁舎に10時まで集合いたします。庁舎において、10時から10時15分まで図面等で、現場及び所有者の確認を行います。その後、現地調査及び所有者に対する指導し、午後4時までには、作業を終了いたします。耕作放棄地を自ら再開するか、担い手の斡旋を希望するか、意向調査を後日、担当委員による確認とりまとめをお願いすることとなります。以上で説明を終わります。

議長

質疑ございませんか。

各委員

議長

坂本委員
事務局
議長
各委員
議長
農林水産課

雨天の場合はどうするのか。

日程的に、最後に回ります。多少の雨であれば、調査を続行します。

質疑ございませんか。

なし

次に、農林水産課から農業経営基盤の強化の促進に関する基本構想の変更概要の報告があります。

農業経営基盤の強化の促進に関する基本構想のむつ市の基本構想の変更であります。

1 農地利用集積円滑化事業に関する事項（新設）

（１）農地利用集積円滑化事業の実施の促進に関する事項

農地利用集積円滑化事業に関する普及啓発活動及び情報提供について記載。

（２）農地利用集積円滑化事業を行うものに関する事項

農地の面的集積を促進するため、その調整活動等を行う農地利用集積円滑化団体を記載。

（農地利用集積円滑化団体となる者は、農業経営基盤強化促進法第４条第３項第１号に規定する「市町村」、「市町村農業公社」及び「農業協同組合」のほか、法第４条第３項第２号に規定する団体として「土地改良区」、「地域担い手育成総合支援協議会」など）

（３）農地利用集積円滑化事業の実施の基準に関する事項

ア 農地利用集積円滑化事業規定

農地利用集積円滑化団体が農地利用集積円滑化事業を実施する規定の内容を記載。

イ 農地利用集積円滑化事業規定の承認

農地利用集積円滑化事業規定は農林水産省令第１２条の規定により市が承認する旨記載

ウ 市による農地利用集積円滑化事業規定の策定

市が農地利用集積円滑化事業を実施する規定の内容を記載

2 改正法に基づき削除する事項

改正法に基づき、以下の事項の削除とこれに伴う字句の修正

- ・遊休農地の農業上の利用の増進に関する基本的な事項
- ・特定法人貸付事業の実施に関する基本的な事項

以上で変更概要の報告を終わります。

質疑ございませんか。

なし

何もありませんので、これをもちまして、むつ市農業委員会第６５５回総会を閉会します。

議長
各委員
議長